

陳述書

2026年3月21日

住所

署名

1 はじめに

私は、国内で2度以上転居をしたことにより、国政選挙において投票することができませんでした。その経緯と、そのときの思いについて述べます。

2 転居の時系列およびその理由

私は、1993年2月頃に東京都八王子市のアパートから栃木県足利市にある実家へ転居しました。これは、大学を卒業見込みであったこと、通学のために借りていたアパートの契約期限が迫っていたことのほか、卒業後栃木県庁への入庁が決まっていたこと、1か月の研修終了後の配属先は4月下旬に発表される予定となっていたことによります。なお、手元に当時の転居日がわかる書類がないため正確な転居日は不明ですが、2月8日にはまだ八王子市に居住していた一方、3月中旬には足利市に居住していたことが預金通帳や当時の記憶ではっきりしています。

同年4月、配属先が栃木県宇都宮市内と決定したことから、同年5月頃足利市の実家から宇都宮市内に新たに借りたマンションへ転居しました。こちらも正確な転居日は不明ですが、ゴールデンウィーク期間中であったと記憶しています。

転居に当たっては、2回とも住民票を移動しました。また、郵便局への

転居届も提出しており、八王子市の住所あての郵便物も宇都宮市に転送されていました。

3 投票できなかった選挙

1993年7月18日に行われた第40回衆議院議員総選挙において、投票することができませんでした。解散後、自身が足利市、宇都宮市のいずれにおいても居住期間が3か月に満たないことを自認しており、自身はどこで投票ができるのか、六法全書から法律条文を調べるうち、公職選挙法第28条第2号の規定を発見し、自身が八王子市、足利市、宇都宮市のいずれにおいても選挙人名簿に登載されないことがわかりました。

4 投票できないと知ったとき、及びその後の思い

私は、有権者となる前から選挙への思いが強く、有権者となって初めての選挙となった1991年4月7日に行われた東京都知事選挙においては、当時転居したばかりの八王子市で選挙用住民票写しを取得し、それ以前の居住地である東京都目黒区に赴いて投票したり、翌1992年に行われた参議院議員通常選挙においては、当時の不在者投票制度による投票を行ったりして、一度も棄権をすることなく1993年の総選挙の日を迎えました。

もし自身の法解釈に誤りがあり、八王子市から投票所入場券が届くことがあれば、八王子市の投票所まで足を運び投票を行うつもりでいましたが、結局入場券は届くことがなく投票当日を迎え、残念な思いをもって開票速報を見守りました。

選挙区選挙については、当時選挙区外に転居していたためある程度割り切れるところもありましたが、同時に行われた最高裁判所裁判官国民審査については全国共通のものであり、ごく正當に転居を繰り返ただけで投票できなかったとの考えから、制度への不満を持ちましたが、全国民の中のごく少数だけが該当する状況から、自分の中で割り切るしかないと考えました。

以来33年が経過し、これまで選挙権を有したいかなる選挙においても引き続き棄権はしていません。ですが、1993年の総選挙で「投票できなか

った悔しさ」は今も残っています。

5 制度への疑問

公職選挙法第28条第2号の、転出後4か月の経過により選挙人名簿から抹消する制度は、紙ベースでの管理が基本であった制定当時の選挙人名簿の管理上の観点からはやむを得ないものがあったと考えます。しかし、住基ネットやマイナンバーといった、全国共通のシステムやネットワークで国民の居住に関する情報をデジタルで管理できるようになった今、同法第28条第2号によって複数回の転居を行っただけでいずれの自治体の選挙人名簿にも登録されない国民が発生する制度を維持する理由はないように考えられ、国の立法上の不作為があると考えます。

(仮に何らかの事情により同条文の削除が不相当だとしても、転出後「4か月」という期間を例えば1年に延長することで、私のような複数回の転居による投票権の喪失は、多くの場合で防げるものと考えます。)

以上のとおり、私は転居を理由に国政選挙で投票できない経験をしました。このような事態が今後生じない制度になることを強く望みます。

以上